

明治中期九州地方の電気業：電灯会社・水電会社の 設立経過を中心として

東定, 宣昌
九州大学

<https://doi.org/10.15017/1654310>

出版情報：経済學研究. 41 (1), pp.53-68, 1975-12-10. Society of Political Economy, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



明治中期九州地方の電気業

——電灯会社・水電会社の設立経過を中心として——

東 定 宣 昌

I

電気業に関する社会経済史的研究は他産業のそれと比較すると未だ緒口についたばかりだといっても過言ではないであろう。しかし既にわれわれは幾つかの秀れた研究を持っていることも事実である。そしてそれらの多くは（時期的限定はあれ）電気業の包括的把握を志向しているように思われる。電気業史の研究が端著についたばかりであるだけに、そうした方法が常道であることはいうまでもない。しかしまたわが国の電気業が小規模電灯会社、水電会社として設立され、その後合併、買収或いは電気融通を通して電気経済圏を確立したこと、その背後に電気商品の一特性として、電気輸送が固定された送電線を通してしか行なえないことがあることも明らかである。従って電気業は歴史を遡るほど地域に密着し、その地域の特性を大なり小なり反映していたように思えるだけに、企業史或いは一地方の電気業史を通して、その積み重ねの上に電気業史をみても必要であるように思われる。とりわけ九州地方は第1次エネルギーである石炭のわが国有数の産地であったため電気業史においても興味深い問題を見出すことができるのではないかと思う。

小稿は右のようなことを念頭に置きつつ、明治中期草創期の九州地方の幾つかの電気業の設立経過をなぞってみたものである。しかし残念

ながら右の意図が十分に果たされたとはいえない。明治2、30年代に開業した九州地方の電気業は表1のように整理することができるが、その中で若松電灯会社は安川敬一郎、松本潜、杉山松太郎、長谷川芳之助、久保太郎、山本周太郎、和田源吉、和田善三郎等若松の石炭商人を中心として発起され¹⁾、筑豊石炭の運搬と密接な関わりの中で設立されたものであるがふれていない。また大阪電灯会社、京都電灯会社の進出＝支店設置は他地方に余り例をみないものであり、例えば京都電灯中津支社の場合、「同地方は筑豊炭の本場であって石炭の価格が極めて廉い。将来有望だとの見当がついたので、36年1月24日の臨時総会に諮ってこれ（設置）を決定した」²⁾といわれるように興味深い問題を蔵しているように思われるが、これにもふれ

表1 明治中期九州地方の開業電気業

明24(1891)	熊本電灯会社(熊本県)火力・直流
26(1893)	長崎電灯会社(長崎県)火力
30(1897)	博多電灯会社(福岡県)火力
31(1898)	(舞鶴社)(熊本県)火力
	若松電灯会社(福岡県)火力
	鹿児島電気会社(鹿児島県)水力
33(1900)	小倉電灯会社(福岡県)火力
	竹田水電会社(大分県)水力
34(1901)	日田水電会社(大分県)水力
35(1902)	大阪電灯門司支店(福岡県)火力
36(1903)	京都電灯中津支店(大分県)火力
37(1904)	豊州電気鉄道会社(大分県)火力
	電気鉄道は明33.5開業
39(1906)	大阪電灯佐世保支店(長崎県)火力

ることができなかった。諸々の点において小稿はなお不十分であるが、筆者の今後の研究のための心覚えとするため、あえてまとめたものである。

註

- 1) 『福陵新報』明治30年2月17日。
- 2) 『京都電灯株式会社五十年史』60頁。

II

明治20(1887)年11月の東京電灯会社の「電灯供給」開始を始めとして¹⁾、中央大都市に次々と電灯会社が開業すると(表2)、九州地方は直接的・間接的に直ちにその影響を受けた。即ち熊本では「明治二十年大坂に全国銀行業者大会が開備されたが、熊本県より出席の第九銀行頭取三淵静逸氏は偶々同会の席上に於て話題となった電灯の事に関して深く興味を抱き、且つ電灯は文化の魁なることを痛感して归来、盛に有志の間に奔走して電灯事業の必要な事を力説」²⁾した。福岡においては「明治二十二年当時品川電灯株式会社社長岩下清周氏来福して野村久一郎、門司軌、津田利夫諸氏に(電灯会社の)発起を慫慂する所あり、他一面に於ては東京電灯株式会社阿部氏亦来福して小河久四郎、有田漸氏等に発起を勧誘」³⁾してい

る⁴⁾。

かかる影響の下に、明治20年代初頭、熊本、福岡、長崎という九州地方の有力都市で電灯会社が計画され始めた。長崎の場合、明治21(1888)年8月31日に長崎電灯会社が設立免許を受け⁵⁾、翌22年4月3日の『佐賀新聞』によると、「長崎電灯会社設立後更に自調電灯会社なる会社設立せんと計画ありしが為に双方間一大競争を始め」ている。熊本電灯会社は22(1889)年12月17日に県知事より設立許可を受け⁶⁾、福岡でもこの頃「一般有志は福岡倶楽部に集合して徐々調査の歩を進」⁷⁾めているのである。

しかし、これらの計画は必ずしも容易に進展しなかったようである。明治23年の恐慌がいかなる影響を与えたかは明らかでないが、翌24(1891)年1月20日の帝国議事堂焼失事件⁸⁾は「電灯危険説」となり、電灯会社を危機に陥れた。既に開業していた各電灯会社も、例えば社史によると東京電灯会社は「其の原因が漏電に在りと公表せられた為、宮中の電灯は御休止となり、皇族方を初め奉り一般需要家の電灯を廃止するもの相踵……一大暗礁」⁹⁾に乗り上げ、京都電灯会社でも「開業以来の努力も大方水泡に帰し、休灯、廃灯するもの続出し」¹⁰⁾て、各社ともこの対応策に苦慮した¹¹⁾。九州地方の新聞も連日この経過を報導したが、その中には次の如き記事もみえる。

「国会議事堂焼失の原因 横浜共同電灯会社二号活字を以て左の通り広告せり

電灯より出火せしに非ず、電灯は火事の為に焼かれたり」¹²⁾

九州でも折柄株式募集中の熊本電灯会社は「一旦申込をなした人々の間に於ても電灯の危険なるを疑ひ、事業の前途に不安を抱いて約定金を

表 2

会 社 名	開 業 年 月
東京電灯株式会社	明治16年2月15日
神戸電灯株式会社	21・9・10
大阪電灯株式会社	22・5
京都電灯株式会社	22・7
名古屋電灯株式会社	22・12
横浜電灯株式会社	23・10
深川電灯株式会社	23・12・31
品川電灯株式会社	24・1・1
帝国電灯株式会社	24・7

注)『電気之友』No. 55「全国電灯統計表」

棒に振って脱退する者が出来……此の為に会社の設立も一時危まれ¹³⁾ ており、かかる状況は当然九州地方で計画中の他の電灯会社にも影響を及ぼしたのであろう。

以下、九州地方の草分け的電気事業である熊本、長崎、博多の3電灯会社の設立経過をうかがってみたい。

註

- 1) 『東京電灯株式会社開業五十年史』26頁。

電灯会社においてはその名称の如く、また東京電灯会社創立時の定款「第七条 当会社ノ営業ハ電気灯ヲ建設販売シ、或ハ該器ヲ製造又ハ販売シ……」(同上15頁)にみられる如く、電気販売というより電灯販売という考えが強かった。但し、大阪電灯では創業当時の定款は「第五条 当会社ハ広く公私ノ囑託ニ応シ、市街及家屋ノ内外点灯ノ為メニ汽罐機器発電機ヲ装置シ、導線ヲ架設シ、電気ヲ供給シテ其代料ヲ収受シ……」(『大阪電灯株式会社沿革史』8頁)と明確に電気販売という考え方をしている。

- 2) 『創立式拾周年記念熊本電気株式会社沿革史』2頁。

- 3) 『九電鉄二十六年史』1～3頁。

- 4) 福岡ではこうした直接的勧誘の他に、明治23年の九州鉄道開通式に、東京電灯会社は電灯宣伝隊を送り、点灯宣伝をしたようである(『熊本電気株式会社沿革史』12頁)。

- 5) 長崎県立図書館所蔵県庁文書「長崎電灯株式会社定款」。

以下引用する長崎電灯会社関係の資料は長崎県立図書館所蔵県庁文書である。

- 6) 熊本電灯会社の正式名称はこの時の創立規約書によると「熊本電灯会社」であり、商法公布後の開業当時のものと思われる定款では「有限責任熊本電灯株式会社」となっている。

- 7) 『九電鉄二十六年史』2頁。

- 8) 明治24年1月20日未明衆議院政府委員室より出火し、新設の帝国議事堂が焼失した際、衆議院書記官長曾根荒助は議事堂派出の警察官の上申に基き、原因を漏電によるものと議院に報告し、且つ官報号外を以て公示した(『東京電灯株式会社開業五十年史』54～5頁参照)。

- 9) 同上49頁。

- 10) 『京都電灯株式会社五十年史』36頁。

- 11) 例えば京都電灯会社は京都在住の株主170名を祇園歌舞練場に招待して説明会を開き、需要家650名を招待して実験と説明会を開催し(同上36頁)、東京電灯会社は臨時取調局を設けると共に、書記官長の報告訂正の訴訟を東京地方裁判所に提起した(『東京電灯株式会社開業五十年史』55～65頁)。また同社技師長藤岡市助等を発起人として明治25年5月設立された日本電灯協会もこの危機を救い、電灯事業の発展を図るためであったといわれる(同上57頁)。

- 12) 『福陵新報』明治24年1月30日。同記事は同年2月1日付の『佐賀新聞』にもみえる。

- 13) 『熊本電気株式会社沿革史』3頁。

熊本電灯会社

議事堂焼失事件以後の熊本電灯会社の設立経過について、社史は次のように記している。

「陸軍の師団参謀長に坂本純熙少将があつて電灯の効用と安全とをよく理解し、又万一の場合陸軍にて自給自足之を經營せんと決心より、極力電灯会社設立を後援されて或は需要予約をされ、又は梅屋敷の土地を無料貸与されるなど一方ならず尽力され……株式引受未済の分は第九銀行に於て引受くる事となり、漸く此の第一の難関(前述議事堂焼失)を切抜けて二十四年七月一日を以て芽出度開業するに至った¹⁾と。

陸軍が電灯に対して如何なる方針を持っていたのか明らかでないが²⁾、右によると熊本電灯会社の設立については熊本第六師団の後援があったようである。明治24年7月5日付の『福陵新報』の記事もその事情の一端を窺わせるものかもしれない。

「第六師団は本月1日の夜より尽く電灯点火に照らされ管内昼の如し、尤も市街は本月末に至らざれば点火の運びに至らざるべしと」

また開業前の新聞記事によると「電灯申込の

表 3 熊本電灯会社の主要株主（明治 26 年）

	氏 名	株数	備 考
	堀部 直臣	1003	熊本第九国立銀行頭取 商業会議所議員
取	中村 才馬	670	熊本第九国立銀行支配人 商業会議所発起人・議員
	福永次三郎	110	綿糸毛布卸兼小売商
	山内 栄作	100	砂糖商兼石油商 商業会議所議員
	三淵弥七郎	75	
	伊藤 直剛	75	宇土第百三五銀行取締役
	黒瀬 又男	75	宇土第百三五銀行取締役
	小野 平八	50	
	上羽 勝衛	50	宇土第百三五銀行頭取
社	河野政次郎	50	熊本進歩銀行頭取 呉服太物商 商業会議所発起人・議員
	松崎 為巳	50	熊本第九国立銀行支配人
	浅井 鼎泉	50	熊本第九国立銀行取締役
	村田 権蔵	50	宇土第百三五銀行取締役
	阿部 準輔	50	東京電灯社員
	甲斐 亀	50	
取	太田黒一貫	40	
取	松尾 鶴男	40	宇土第百三五銀行支配人
取	藤井 安俊	40	
支	元松 直徳	20	
その他 26 名, 352 株。合計 45 名, 3,000 株			

注) 『九州電気五十年史』
『宇土市史』『熊本商工会議所六十周年史』
『熊本新聞』より作成。

ことは未だ予算も付兼ねれとも、師団内にて

は六百灯、二本木町にて二百灯位の予定なりと³⁾とあり、熊本電灯会社の明治 24 年末の引用灯数 763 灯、25 年末 1,111 灯、26 年末 1,337 灯から推測すると、開業当時の需要の約 50 パーセント前後は陸軍第六師団であったのではあるまいか。

そこで開業時と大きな変動はないと思われる明治 26 年の主要株主名をみると表 3 の通りである。これによると土族銀行である熊本第九国立銀行関係者と宇土第百三十五国立銀行関係者が多数みられる。中でも第九国立銀行頭取の堀部直臣と支配人の中村才馬の持株だけで 1,673 株に達し、全株数 3,000 株の過半数を占め、しかも堀部直臣の持株に端数があることは、前述社史の記述と符号する。但し、かかる株主構成は帝国議事堂焼失事件によって大きく変化したのではなかったのではあるまいか。明治 23 年 1 月 22 日付の『熊本新聞』には「電灯会社申込株数」と題して、

「電灯会社の入払申込の期限は一昨二十日迄なりしか、期日迄の申込株数は未だ精算は経されども三百三十株（総株三千株なれども二千六百七十株は発起人之れを有することなれば）に対する二千四百五十株許りなりといふ、随分多額なる申込ミなりといふへし」

とある。即ち総株数 3,000 株（資本金 75,000 円）中、公募株は 330 株にすぎなかったようであり、当初から第九国立銀行の比重は高かったと思われる⁴⁾。

しかし電灯会社は単に資金と需要があれば設立できるものではないことはいうまでもない。熊本電灯会社は電気技術を東京電灯会社に依頼した。社史には次のように記されている。

「創立計画殊に技術方面の事柄に就ては熊本人にして当時東京電灯会社に居った阿部準輔氏が

明治中期九州地方の電気業

表 4 東京電灯会社の主たる請負先

大阪紡績三軒家工場	明19・9	尾張紡績会社	明22・5	北海道製麻会社	明23・7
士官学校	20・4	八幡紡績会社	22・7	横浜共同電灯会社	23・10
浪花紡績会社	20・8	京都電灯会社	22・7	金巾製織会社	23・10
大津麻紡績会社	20・10	下野麻紡績会社	22・8	熊本電灯会社	24・7
仙台紡績会社	21・6	名古屋電灯会社	22・12	北海道電灯会社	24・11
天満紡績会社	21・8	東京毛糸紡績会社	23・4		
神戸電灯会社	21・9	名古屋紡績会社	23・6		

注)『東京電灯株式会社開業五十年史』30～31頁。

表 5 東京電灯会社の収支

年	収 入			支 出	益 金
	点火料	その他	合 計		
明20	2,724	20,585	23,039	7,473	15,836
21	7,833	44,335	52,168	22,298	29,870
22	54,543	47,969	102,512	55,642	46,870
23	65,697	36,846	102,543	67,843	34,700
24	90,193	49,322	139,515	93,720	45,795
25	123,190	29,282	152,472	96,748	55,724
26	152,949	31,905	184,854	90,718	94,136

注)『帝国統計年鑑』より作成。

世話されてゐたらしい。その人の周旋で第一回の技師長小木虎次郎氏も入社されてゐるし、恐らく機械類もその人の手を煩はしたものであらうと思はれる」⁵⁾

周知の如く、東京電灯会社は一般営業開始(明治19年7月5日)前、既に非公式に電灯機械器具の販売、据付工事の請負、臨時電灯の点火等の事業を行っていたが⁶⁾、第二電灯局落成による「電灯の一般供給」開始後も前記諸事業を継続している⁷⁾。その電灯工事の主要請負先は表4の通りである。これを収支の面から窺ったのが表5である。収入欄の「室内取付其他」は前記諸事業による収入の他に、自社の電気供給に伴う「室内の電灯線器具及び灯球の代価並に其他取付入費」⁸⁾等を含んでいると思われるが、点灯料収入が室内取付其他収入を上廻るのは明治22年であり、益金が室内取付其他収入を上廻るのは25年である。このことは明

治20年代前半の東京電灯会社にとって電灯機械器具の販売、据付請負工事が電気供給(電灯販売)とともに主要な業務であったことを推測させる。かかる経営の下で、熊本電灯会社の設立に対しても積極的に援助したと思われる。

註

- 1)『熊本電気株式会社沿革史』3頁。
- 2)『東北地方電気事業史』99頁によると、青森電灯会社も明治23年歩兵第5連隊の一大尉の電灯紹介によって計画が始まり、同隊の点灯予約によって設立されている。
- 3)『佐賀新聞』明治24年1月28日。
- 4)熊本では国立銀行が積極的に近代産業育成に努めたようである。例えば第九国立銀行は熊本紡績会社の、宇土第三百三十五国立銀行は倉庫会社の、熊本第五百一十一国立銀行は海運社、東肥製紙等の設立の中心になっている。
- 5)『熊本電気株式会社沿革史』6頁。
- 6)『東京電灯株式会社開業五十年史』21～2頁。
- 7)『電気学会五十年史』によると、この頃「東京電灯会社はエデソン電気会社の代理店の権利を得ていた」(同上463頁)とあるが、詳細は明らかでない。
- 8)東京電灯会社「電気灯案内」(『東京電灯株式会社開業五十年史』39～45頁)参照。

長崎電灯会社

長崎電灯会社と自調電灯会社の合併経過を明治22年4月3日付『佐賀新聞』は次の如く記している。

「長崎電灯会社設立後更に自調電灯会社なる一

会社を設立せんとすの計画中ありしが為め、直に双方間に一大競争を始め、其勢底止する処を知らざる程にて、或る筋を仲裁を試しも何条和解する模様なかりしが、今後大坂の電灯会社支配人加島信成氏出崎、同氏の尽力にて漸やく自調電灯会社へ此涯右設立の計画を停止することに決定したりと、又長崎電灯会社へ是迄資本金七万円の処三万円を増し都合拾万円となし株金を募集し、其募集期限へ去る三月卅一日迄、応募者非常に多く、為めに去る廿九日に至り満株超過し、止むなく株金申込の割戻なす程の好景気なりし、右応募者の中最多株を望みし人を掲ぐれば大坂の鴻池善右エ門代理土居通夫、西田永助、加島信成の三氏なりしと、長崎よりの通信」

これによると両社間の合併には大阪電灯会社が介入し¹⁾、この斡旋の中で資本金を10万円に増資し、大阪電灯会社の設立援助が資金面にまでわたることが決定している。

大阪電灯会社が長崎電灯会社の設立を援助した理由を窺うと、社史は次のごとく記している。

「明治廿二年長崎市に於て電灯会社設立の企画あり、機械販売の契約を結び、同年五月輸入機械を同社に送付せしに、当時恰も経済界の恐慌に際し、代金回収意の如くならず、依て同年八月、社長土居通夫氏同地に出張、種々交渉の結果、長崎電氣株式会社々長を兼任する事となりたり」²⁾

また文意が不分明な所もあるが『土居通夫君伝』には

「七月一日(明治二十二年)株主総会を開き、将来他の地方の電灯会社にして、タムソン、ハウストン会社製造の機械を使用する時は、大阪電灯会社より売込み、その手数料として取得す

る代金十分の二を限り、重役会議の決議により、其社の株券を所有し得る事を決定せり、右の決議に基き、長崎電灯会社創立に関与する為、君は八月八日神戸を発して海路長崎に出張せり、元来同地の実業界は、画然二派に分たれ、孰れか一方に偏倚しては到底事業成立せざるより、遂に君自身社長となりて、創立を完了し、九月中旬帰阪したり」³⁾

とある。大阪電灯会社の関与は電気機械の販売のためであったことは明らかである。

周知の如く、大阪電灯会社は自社の設立に当り、当時「すべて先駆者である東京電灯に倣い、これを模倣するに汲々たる状態であり、特に東京電灯の技師長である藤岡市助博士の門を叩き、同博士の指導を仰ぐのでなければ、何事もなし得ない状態であった」⁴⁾中で、あえて技師長にエヂソン・ゼネラル電機会社(Edison General Electric Co.)にあった岩垂邦彦を迎え、その推薦により交流のトムソン・ハウストン電機会社(Thomson-Houston Electric Co.)と電気機械の購入契約を締結し(明治21年7月)、同時に同社電気製品の日本全国一手販売代理店の権利を獲得していた⁵⁾。しかし、前記の如き状況の中では電気機械販売市場に割込むのは容易でなく、明治22年7月、「株主総会ニ於テ他社ニ対スル機械販売ニ関シ、其社ノ株式ヲ所有シ得ル旨決議」⁶⁾して、長崎電灯会社の設立を援助したのである。

その後長崎電灯会社の設立に於ては、明治24(1891)年資本金の4万円への減資⁷⁾、役員の大巾交代⁸⁾、それに伴う創立事務所の移転⁹⁾等の改革が行われた。これには前記の帝国議事堂焼失事件や恐慌等の影響があったのではないかと思われるが¹⁰⁾、また「水道設置の場合と同じように守旧派の反対」¹¹⁾や「送電線、施設費

表6 長崎電灯会社の主要株主（明治26年末）

	氏 名	株数	備 考
監	松田源五郎	180	長崎第十八国立銀行頭取 汽船運輸業 商業会議所発起人
	古賀善兵衛 (佐賀)	143	佐賀第七二国立銀行頭取 呉服商
	高橋守太郎 (大阪)	142	後十八銀行取締役 永見伝三郎姉婿
取	古賀 祐一	100	佐賀第七二国立銀行取締役 商業会議所発起人
	松添卯兵衛 (大阪)	100	
	西田 永助 (大阪)	95	大阪電灯会社発起人
	土居 通夫 (大阪)	67	大阪電灯会社発起人・社長
	浜崎 伊七 (大阪)	60	
	岡村 斬	57	
	下郷 伝平 (大阪)	57	大阪電灯会社発起人・取締役
	永見 寛二	48	長崎第十八国立銀行取締役
	亀岡徳太郎 (大阪)	47	大阪電灯会社発起人・取締役
	加島 信成 (大阪)	38	大阪電灯会社支配人
	鶴田 和市	33	長崎製革会社取締役 商業会議所発起人
	浅田重三郎	33	長崎倉庫会社社長 商業会議所発起人
	吉川安之助	33	
	森 慶次郎	33	長崎製革会社社長 商業会議所発起人
	山田又三郎	33	後十八銀行監査役
監	安中半三郎	32	書籍商 商業会議所発起人
	安田源三郎 (大阪)	30	大阪電灯会社大株主
その他26名, 239株。合計46名, 1,600株			

注) 「長崎電灯株式会社第二回決算及営業報告」
『九十年の歩み』(十八銀行), 『大阪電灯株式
会社沿革史』『長崎市制六十五年史』(中巻),
『佐賀県事業人物』より作成。

を節減するため袋町に発電所を設置する筈であ
ったが、町民が煤煙を嫌い猛烈に反対¹²⁾した
ことによるのかもしれない。かかる改革を経
て、長崎電灯会社は明治26(1893)年4月1日
市役所に開業届を提出したが¹³⁾、表6は同年末
の主要株主である。主要株主は大阪電灯関係
者、長崎第十八国立銀行関係者、佐賀第七二
国立銀行関係者と長崎財界人であったが、大阪
電灯会社関係者は300株以上所有しながら役員
に参加していない。種々の理由が推測できる
が、大阪電灯会社の設立援助が、単に電気機械
の販売のためであったことも示していると思わ
れる。

註

- 1) 大阪電灯会社が合併幹旋に至る迄の具体的経過
は不明であるが、既に自調電灯会社の設設計画か
ら関与していたのではあるまいか。自調電灯会社
の名称は自調発電機に由来すると思われるからで
ある。自調発電機とは「タムソン・ハウストン電
発気会社ニ於テ製造スル所ノ発電機ハ、製造場用
モ電局用モ直通モ交互モ白熱灯モアーク灯モ総テ
点灯数ノ増減ニ随ヒ、機械的ノ作用(発電機抵抗
ノ増減)ニ依テ電気ノ度ヲ調理セシム、之ヲ名ケ
テ自調発電機ト云フ」(『電気学会雑誌』第7号
128頁)。
- 2) 『大阪電灯株式会社沿革史』322頁。
- 3) 『土居通夫君伝』110頁。
- 4) 『岩垂邦彦』22頁。
- 5) 『大阪電灯株式会社沿革史』6頁。『電気学会五
十年史』463～4頁。『岩垂邦彦』26頁。
- 6) 『大阪電灯株式会社沿革史』年譜2頁。
- 7) 『長崎市制五十年史』112頁。
- 8) 明治24年11月20日長崎県知事野健明宛「役
員撰挙届」。但し、土居通夫は明治23年6月25日
に社長を辞任し(『土居通夫君伝』115頁)、以降
は牛島之春が社長代理取締役として文書に署名し
ていた。
- 9) 明治24年12月5日長崎県知事野健明宛「御
届」。
- 10) 明治23年の恐慌により、十基紡の一つ長崎紡

續所は破産休業したが、その経営者であった山口徳太郎につき絹川雲峰氏は次の如く記している。「氏は長崎電灯会社を興し市中に電灯を供給したるが、電灯会社の権利をば無償を以て十八銀行頭取松田源五郎氏に譲った。紡績が銀行の厄介になって居るからでもあったらう」(『綿業時報』第5巻第2号81頁)。但し、譲渡年月日は明らかではないが、明治23、4年頃ではなかろうか。

- 11) 『長崎市制五十年史』37頁。
- 12) 同上111頁。
- 13) 「長崎電灯株式会社第二回決算及営業報告書」。

博多電灯会社

福岡市における電灯会社設立計画が本格化したのは明治26(1893)年である。博多電灯会社と福博電灯会社の計画具体化がそれである。両会社について同年の新聞に次のような記事がみえる。博多電灯会社については、

「電灯会社博多に起らんとす紳商諸氏に於て其計画ありとは仄かに聞く処なりしが、頃日に至りて計画漸く熟し、賛成者亦た非常に多ければ不日組織会を開くべし……会社の資本金は三万円、愈々成立点灯の夕にハ博多の光景一層美観を見るのみならず、電灯の効用追々広きに及ばん」¹¹⁾

と、また福博電灯会社については

「福博電灯株式会社起る

当市に電灯会社を起すべしとは数年来有志者の間に行はれたる説なるも、種々の事情に制せられて其運びに至らざりしが、本県南川正雄、熊本県林田則友、佐賀県宮崎林太郎、全重三司の四氏は兼て福博電灯会社を起すの計画あり、其議既に熟したるを以て昨日愈々其筋へ発起の儀出願したりといふ、扱て全会社の資本金は五万円にして……」¹²⁾とある。右の如く2つの電灯会社計画が具体化するが、同年中に博多電灯会社は「南川正雄氏へ些少の報酬を贈りて出願を取消さしめ」¹³⁾、福博電灯会社を買収した。しか

表7 博多電灯会社の発起人

	氏名	備考
社	磯野 七平	筑紫銀行頭取 鋳物商 商業会議所副会頭
取	小河久四郎	福岡第十七国立銀行頭取 商業会議所会頭
取	太田 清蔵	筑紫銀行副頭取 油商 商業会議所常議員
監	吉田 又吉	呉服商 商業会議所議員
監	立石 善平	乾物商
取	中尾卯兵衛	福岡第十七国立銀行取締役 呉服商 商業会議所副会頭
	長野 嘉平	古物商
	野村久一郎	筑紫銀行取締役 呉服商 商業会議所常議員
	大山与四郎	酒造商 商業会議所議員
取	是松右三郎	菓種商 商業会議所議員
	斉藤 一	(鉄工業)
	門司 軌	荒物商 商業会議所常議員
支	津田 利夫	
	隈 弥栄	工手学校卒 後竹田水電会社技師長

注) 『九電鉄二十六年史』

『福岡商工会議所五十年史』『電気之友』より作成。

し、博多電灯会社のその後の歩みは遅々として、開業したのはようやく明治30(1897)年11月1日であった⁴⁾。

博多電灯会社の発起人は表7にみられる通り、ほとんど博多の商人であり、設立資金もすべて地元で調達されたと思われる。「総資本金五万円を貳千株に分ち内七百株を発起株とし残余壹千参百株を公募株」⁵⁾としたが、株主募集に際して需要家持株制を採用している。創業時の支配人津田利夫の回想談によると

「株式募集の趣旨が、可成一般に広く多数の株主を募集するにあつて、応募者は一人五十株を限度とし、加之需要家と株主を結びつけることが大方針であつた」⁶⁾

のである。しかしこの需要家持株制は資金調達を容易にするためというより、むしろ需要家安定対策に主眼があつたのかもしれない。津田利夫は続けて

「需要家を株主としておけば点灯が確實であり、得意が永続するので私は需要家各戸を一々訪問して応募を勧誘し、同時に点灯予約をも締結することとした」

と述べている。

一方、博多電灯会社の設立には東京品川電灯会社の積極的な勧誘があつた。それは前述の岩下清周の慫慂以降も絶えずなされたようである。品川電灯会社が執拗に設立勧誘した理由は同社技師長駒井字一郎の回想談に窺うことができる。

「入社早々岩下さんは私に関西から九州三池地方の電灯事業を視察して来いと命令した……困った事には電灯の需要が少しも起らない……岩下さんは種々と考へた末電灯工事の請負業を内職にして欠損を埋める方針を立てた。点灯数二千個内外に過ぎない現状では、どうしても何らかの副業を試みない限り到底算盤の採れる筈はないのだから……かくて博多や三池の電灯工事などを請負って、どうにか一割の配当をしたのであつた」⁷⁾。

品川電灯会社は開業（明治23年）後、東京電灯会社と電灯供給区域をめぐって激しい競争をなし、さらに明治24年には隣接区域に帝国電灯会社が開業して、電灯料収入だけでは経営的に相当苦しかったようである。かくして明治30年5月22日付『福陵新報』にも

表8 品川電灯会社の収支

年	収 入			支 出	益 金
	点火料	その他	合 計		
明23	5,059	2,603	7,662	5,890	1,772
24	8,865	3,277	12,142	7,716	4,426
25	9,415	3,470	12,885	7,545	5,340
26	11,708	2,724	14,432	7,803	6,629
27	14,900	8,231	23,131	12,858	10,273
28	19,476	9,821	29,297	16,952	12,345
29	19,789	14,613	34,402	18,566	15,836
30	36,591	16,268	52,859	40,325	12,534
31	43,635	7,328	50,963	41,636	9,327
32	43,635	6,914	50,549	41,636	8,913
33	57,633	17,834	75,467	41,918	33,549

注) 『帝国統計年鑑』より作成。

明治29年12月帝国電灯会社を買収

明治35年8月東京電灯会社を買収

「博多電灯株式会社にては東京品川電灯株式会社より発電機据付の爲め職工数名を聘用する事となりたるが、昨日二名丈け着博したる由にて、直ちに発電機据付に着手する筈なりといふ」とあるように、機械据付工事は品川電灯会社が請負い、発電機は芝浦製作所製が使用された⁸⁾。

註

- 1) 『福岡日日新聞』明治26年8月3日。
- 2) 『福陵新報』明治26年8月10日。同趣旨の記事は同日付『福岡日日新聞』にもみることができる。
- 3) 『九電鉄二十六年史』2頁。
- 4) 同上5頁。なお点灯開始については、明治30年10月26日付『福陵新報』に「博多電灯株式会社の使用認可書は一昨日本県庁より下付せられたるを以て、愈々昨夜より点灯せり」とある。
- 5) 『九電鉄二十六年史』3頁。
- 6) 同上196頁。
- 7) 『岩下清周伝』追懷74～6頁。
- 8) 内国製の発電機使用に関しては社内で強い反対があつたが、福岡県出身の団琢磨と品川電灯会社の相談役を兼務していた益田孝の強い要請によるものであつたといわれる（『九電鉄二十六年史』195頁。『太田清蔵翁伝』83頁）。

III

わが国における水力発電は、周知の如く明治23(1890)年下野麻紡績会社に自家用水力発電所が設けられたのを最初とし、同年末には足尾銅山間藤原動所が竣工して、電気を動力用に利用した。明治25年(1892)年に一部完成した京都市の蹴上発電所は一般電気供給用として最初のもので、これが箱根電灯や前橋電灯の設立を促したといわれる¹⁾。明治20年代後半以降には、各地で多数の水力発電所が企画され始めた(表9)。

九州では、熊本電灯会社が「明治廿七年六月八日、阿蘇郡下野村、合志郡陣内村間水力利用につき実測方を熊本県庁に出願、同七年七月四日聞届くる旨指令」²⁾を得、翌8月同社技師長岡田亀之助が帰省中の工科大学生森田一雄と共に実地調査を行ない、約1,000キロワットの発電

所建設計画を作成している³⁾。また熊本電灯会社に対抗して、日清戦後29年7月には資本金100万円の熊本水力電気会社が計画された。これは社史に詳しいが⁴⁾、明治29年の『電気之友』誌にも

「熊本県熊本市より東北八里の間に在る二瀑布の水勢を利用して電気を起し一の株式会社を設立するの計画あり、嘉悦氏房、竹崎政長、青木政輝、高橋元義、高田露、高橋辰熊の六氏上京して創立事務所を京橋丸屋町に設けたり」⁵⁾とある。同誌によると、翌年には八代地方の計画が報告されている。

「熊本県下有志者の発起にして、同県八代郡松球摩地方の溪流を利用し、八代町及付近に電力及電灯を供給するの目的を以て、八代水力電気株式会社を設立するの計画あり、資本金は二十万円にして既に創立発起を其筋に申請せしが、株金募集の方法は発起人に於て各自五十株づつを引受け、その余を一般より募集する筈にて、已に技師の踏査もすみたるよし」⁶⁾

この頃熊本県宇土町の舞鶴社も水力発電による八代町への電気供給を計画していたようであるが⁷⁾、八代水力電気会社との関係は明らかでない。

こうした計画は熊本県だけでなく、例えば佐賀県でもみられる。同誌にはまた

「佐賀地方の有志者には電力を得んがため川上川水力調査を大学教授中野初子氏に依頼したるを以て、氏は暑中休暇中帰省傍同地方へ出向はれたるよし」⁸⁾

とある。おそらく日清戦後の水力発電計画は九州でも多数存在したのであろう。しかし計画の多くは途中で挫折し、明治30年代に開業にまでこぎつけたのは鹿児島電気会社、大分県の竹田水電会社、日田水電会社の三社にすぎなかつ

表9 『電気之友』誌にみえる水力発電計画

年	計 画 名
明治26年	日光電力・浜松電灯・桐生・前橋電灯・仙台電灯 5
明治27年	山形・甲府電灯・福井電灯・静岡県森・豊橋電灯・福島・金沢電灯・武庫川水力・熊本電灯 9
明治28年	諏訪・函館・大阪水力電気・八王子電灯・熱海・東京玉川・静岡県小山・瀬田川水力電気・神戸水力・日本水力・鹿児島水力電気・山梨〈桂川〉・広島〈黒瀬川〉・津山水力電気・東京水力・武相電力・伊勢山田 17
明治29年	伊賀伊山・米沢・松本・静岡県富士岡・伊賀水電・養老滝・福知山・紀陽水電・宇治川電力・相模川水力・大宮・三嶋沼津・多摩川水力・箱根水力・京都・手取川水力電気・熊本水力電気・中津川水力電気・荒川水力電気・宇治川水力電気・栃木県烏山・高知電力 22

明治中期九州地方の電気業

た。

以下において日田水電会社の設立経過を窺ってみたい。

註

- 1) 『現代日本産業発達史』Ⅳ電力 33 頁。
- 2) 『九州電気五十年史』22 頁。
- 3) 『熊本電気株式会社沿革史』13 頁。
- 4) 『九州電気五十年史』24～6 頁。『熊本電気株式会社沿革史』13～4 頁参照。
- 5) 『電気之友』第 60 号 334 頁。
- 6) 同上第 73 号 454 頁。
- 7) 舞鶴社は宇土町の士族授産会社であるが、その電気供給に関する詳細は明らかでない。但し、『第十八回帝国統計年鑑』948 頁によると、明治 31 年に資本金 3,000 円で 43 戸 99 灯、街灯 1 個に供給し、『第十九回帝国統計年鑑』828 頁に「明治 32 年 7 月廃業……」とある。
『電気之友』第 54 号（明治 29 年 1 月）25 頁には「宇土町舞鶴の電灯」と題し、「百五十灯用エヂソン式発電機一基を据付、宇土町有志者の需要に応ずるの計画中なれば、其筋の許可次第十燭力十六燭力等合計二百個許り点火するに至るべし……又都合により同社の支社を八代町へ設置するやも不計候、八代町は実に……都会にして五百灯の需要は得らるべく、且水力利用の見込も有之……」とある。
- 8) 同上第 74 号 513 頁。

日田水電会社

日田水電会社創立計画は「明治三十二年六月十七日三井芝浦製作所技師工学士岸敬二郎氏来郡、発電所予定地大山村、高瀬村、五和村三ヶ所ニ就キ実地調査ヲ遂ケ、五和村大字石井字津辻畑ニ選定シ、全所ヨリ隈町送電線路及豆田町隈町配電線路電柱建設の測量ヲナ」¹⁾してより急速に進展し、同社は同年「七月三日水車発電機其他ノ諸器械購入ノ契約ヲ日田水電工業株式会社发起人総代千原藤一郎大蔵伊平ニト東京三井芝浦製作所主事太田黒重五郎代人岸敬二郎ト締結」²⁾、同年「十二月二十日電気事業許可願

ヲ发起人千原藤一郎外八名ヨリ通信使大臣ニ出願シ、全三十二年十二月二十日電気事業ヲ営ムノ件通信大臣ヨリ認可セラ」³⁾れ、翌 33 年 6 月 3 日創立総会を開備して、明治 34 (1901) 年

表 10 日田水電会社の主要株主・发起人

	氏 名	株数	備 考
発 取	千原藤一郎	100	日田銀行取締役 (掛屋) 地主
発 監	横尾忠右衛門	83	日田実業銀行取締役 地主
発 取	草野忠右衛門	83	日田銀行取締役 (掛屋) 地主
発 監	佐藤 善助	83	地主
発 取	大蔵伊平二	75	日田実業銀行取締役 <呉服商> 地主
発 取	森甚左衛門	75	日田銀行取締役 (掛屋)
発 取	樋口 節蔵	73	地主
発	池田 参吾	35	<養蚕伝習所教師>
	井上 武	30	
	中島寛兵衛	30	地主
	松本 萬吉	30	
発 監	森 千蔵	25	
	蒲池 米太	20	<印刷業>
	中島 仙次	20	地主
	千原 善太	15	
	矢幡 東三	15	日田銀行監査役
	相良 滝六	15	日田実業銀行監査役 <材木商>
その他 75 名, 393 株。合計 92 名, 1,200 株			

注) 日田水電株式会社創立総会議事録
鈴木喜八・関伊太郎編『明治年間全国商工人名通鑑』明 31.9. 等より作成。

12月25日「電気事業開始ノ届出ヲナ」⁴⁾した。

大分県日田は徳川時代に幕府領となり、九州地方の幕府領を管轄し、諸侯を監察する日田代官(郡代)が置かれ、日田郡の豆田・隈両町は陣屋町として、また商業都市として発展した。そしてここに生成した掛屋は代官(郡代)の御用達を背景として巨大な資本を蓄積したといわれる⁵⁾。かかる旧掛屋が明治中期いかなる状況にあったかは今明らかにする余裕がないが、日田水電会社の発起人は表10にみるように旧掛屋を中心とする日田商人と大地主であった。日田水電会社の設立時の資本金は6万円、1,200株、株主数92名であったが、92名はすべて日田郡居住者であった。

水力発電は、火力による都市電灯会社と異なり、足尾銅山、京都疏水にみられるごとく、当初から動力利用を主たる目的の一つとしていた。日田水電会社の発起人も創立総会において次のように述べている。

「抑モ本郡ハ地勢天然水利ノ便ヲ得、四囲山又タ山ニシテ頗ル森林ニ富メルト雖トモ、未タ之レカ利用ノ途ヲ講スル者甚タ稀ナリ、於之我々発起人ハ三隈川ノ流水ヲ利用シ電気ヲ発生セシメ電灯ヲ点火シ普ク公衆ノ需メニ応シ、猶ホ電力ヲ応用シ専ラ製材精米等ノ事業ヲ営ミ、其他諸般工業ノ発達ヲ企画セント欲シ、茲ニ日田水電工業株式会社ヲ組織セントス」⁶⁾

と。また明治32年10月28日付『門司新報』も「日田の水力電気事業」と題し

「全地三隈川の水力を応用し、五和村字石井に発電所を設け、豆田・隈の間に機械工場を置きて、第一に電灯、第二に精米製粉、第三に板挽業を営むこととし、発起者は千原藤一郎氏其他の同志者此を引受け、社名は日田水電工業株式(機)会社と称し、百二十馬力の発電電気を据付、既に

機械も三井工場芝浦製作所に注文済にて、技師は竹田水電所に聘せられし工学士岸啓次郎氏^(敬二)なり、本事業成功の上は豆・隈両地にて内輪に見積りても六百以上の点灯を見るべく、従来同地にて製出せる板の如き三十万坪以上に上り、一坪の挽賃十四銭なりしも、水電力にては一坪八銭に引合う見込なれば、坪六銭の利益を以て、今後の産額も随って増大なるべしと」

と報じている。右にみる如く日田水電会社は昼間電力による地方工業の振興、とりわけ製材業の電化を主要目的の一つとして企画されたのであった。

しかし、近代的工場制工業が未発達であった地方においては水電会社自体が工場を設立しなければならなかった⁷⁾。日田水電会社の製材業電化の状況を営業報告書によって窺ってみよう。

「配電所ニ北側ニ鋸機械製材工場トシテ梁行六間桁行七間建坪四拾貳坪ノ瓦葺平屋建建築工事ハ十一月十四日(明治三十四年)請負ニ付シ工事中ナリ」

配電所ノ西側ニ製材事務所トシテ梁行三間桁行六間建坪拾八坪ノ古土蔵ヲ買入レテ運搬シ、建築工事ハ十月十四日請負ニ付シ工事中ナリ、鋸機械一式ハ三井芝浦製作所ニ注文シ、既ニ着荷ニ付、右工場ノ建築落成ヲ待ッテ技師ヲ聘シ、鋸機械据付ヲナサントテ目下準備中ナリ」⁸⁾

「昼間ノ事業タル電力販売ハ、電力百馬力ノ内、配電所据付三十馬力ノ電動機ニテ製材工業ヲ営ム為メ、本郡重立ツ材木商ニ電力販売及機械貸付家屋貸付ノ契約ヲ十一月中旬(明治三十四年)ニ締結シ、遠カラズ開業ノ運びニ至ルベシ」⁹⁾

「一英国ラムソン式堅鋸機械(鋸十二装置)ハ三井芝浦製作所ヨリ機械据付技手ヲ招キ、六月

明治中期九州地方の電気業

表 11 事業者別電力需要家数電力装置及電気力（明治 40 年現在）

事 業 者	需用 家数	電 動 機 取 付 箇 数											同左電気力 (ワット)	
		半 馬力 未満	1 馬力 未満	2 馬力 未満	3 馬力 未満	5 馬力 未満	10 馬力 未満	15 馬力 未満	20 馬力 未満	30 馬力 未満	50 馬力 未満	50 馬力 以上		計
竹 田 水 電	4	—	—	2	1	1	—	—	1	—	—	—	5	16,412
日 田 水 電	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	2,228
鹿 児 島 電 気	31	—	—	—	—	14	10	5	—	1	—	1	31	166,358
*日向水力電気	3	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	3	7,460
*曾 木 電 気	1	—	—	—	—	—	—	2	—	1	—	3	6	175,310
全国平均(56事業)	37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42	148,893

注) 『明治四十年電気事業要覧』 103 頁。

* 印事業は明治 40 年開業

この他鹿児島電気は電熱需要家 1 に 1,500 ワット供給，日田水電は明治 40 年より久留米電灯に 225,000 ワット供給

十五日（明治三十五年）据付ヲ了シ試運転ヲ行
ヒタルニ好結果ヲ呈シタリ

一富安丸鋸機械ハ既ニ据付ヲ了シ，試運転ヲ行
ヒタルニ好結果ヲ呈シタリ，鬼塚丸鋸機械ハ目
下基礎工事中ナリ」¹⁰⁾

右によると，日田水電会社は丸鋸機械 2 台，
堅鋸機械 1 台，合計 3 台，30 馬力の電力を使
用する工場を建設し，工場全体を材木商に貸付
け，電力を販売するという方法をとっている。
勿論次のような事例の方が多かったかもしれな
い。

「日田煙草株式会社ハ従来石油発動機ヲ使用セ
シガ，電力ヲ使用スルコトハナリタルヲ以テ，
当会社ハ七馬力半ノ電動機ヲ据付ケテ之ヲ貸付
ケ，且ツ電力販売ノ契約ヲ締結シ，目下基礎工
事中ナリ」¹¹⁾

この他，精米製粉，木蠟製造，轆轤細工，下
駄挽，煙草刻等の市場開拓にも努めているが¹²⁾，
こうした努力にもかかわらず，日田水電会社の
みならず九州地方の水電会社の動力用電気販売
は，30 年代においては大きなものではなかつ
た（表 11）。

註

1) 2) 3) 日田水電株式会社「創立総会議事録」
2～4 頁。

4) 同社「第四期明治三十四年下半年営業報告書」
3 頁。

5) 原田敏丸「豊後日田における商人資本の性格」
（『九州経済史論集』第 2 巻所収）64～5 頁。

6) 日田水電株式会社「創立総会議事録」2 頁。

遂に開業にまで至らなかった熊本水力電気会社
の設立趣意書も「茲ニ一会社ヲ組織スル所以ノモ
ノハ，時勢ニ応ジ適當ノ地ニ最新ノ原動力ヲ発作
シ，自他洽ク其利ヲ享セントスルニ在リ，之ヲ事
実的ニ申言スルトキハ工業勃興ノ時運ニ際合シ，
将来東洋ノ工業地ト認メラレタル九州ノ中央熊本
ニ，最新工業ノ原動力タル水力電気ヲ起シテ，之
ヲ熊本及四囲ノ地ニ供給センガ為メ一ノ会社ヲ
組織スルモノナリ……」と述べている。

7) 竹田水電会社でも「精米機応用は同社々長黒野
氏の注文に係り，電動機は既に着荷致したれども
精米機未だ出来せされば，其の着荷を待って据付
の都合に候」（『電気之友』第 116 号 161 頁）とあ
る如く，精米工場を竹田水電会社か或は社長黒野
猪吉郎が設立しなければならなかった。

8) 日田水電株式会社「第四期明治三十四年下半年
営業報告書」5～6 頁。

9) 同上 8 頁。

10) 11) 同社「第五期明治三十五年自一月至六月営
業報告書」6 頁。

12) 同上 9 頁。

IV

以上熊本電灯会社、長崎電灯会社、博多電灯会社と水電会社の中より日田水電会社を取り上げ、その設立経過を窺った。右によると、明治20年代に設立された九州地方の草分け的3電灯会社に関しては、熊本電灯会社が開業した明治24年末におけるわが国の電気業は9社、払込資本金233万9,450円、博多電灯会社が開業した30年末の電気業41社、払込資本金553万6,138円、その間日清戦争を経て日本経済も大きな転換を遂げるという開業時の背景の相違があるとはいえ、3社の設立経過には強い共通性がみられる。即ち、東京電灯会社を始めとする大都市電灯会社の設立に大きなインパクトを受け、これら先行電気業の電気機械販売市場並びに電気機械据付受負市場をめぐる競争の中で設立されたのである。かかる事実は電気業形成期において大都市先行電気業（とりわけ東京電灯会社、大阪電灯会社）と地方電気業の資本蓄積構造が異なっていたことを予想せしめる。

他方、九州の3電灯会社のこれに対する対応には若干の相異があったかの如く思える。熊本電灯会社の場合、国立銀行を中心とする地方の近代産業育成に対する強い志向によって設立されたようであり、博多電灯会社の場合は発起者と需要者、株主と需要者が重り合い、「電気共同組合」的色彩を帯びていたといってもよいのではなかろうか。前者は九州地方でみれば、明治30年代以後開業する水力電気会社により鮮明な形で見出されることになる。即ち、単に電気業を近代産業として把えるだけでなく、「電力ノ特色ハ調革ヲ用ヒズシテ細カニ之ヲ分チ且ツ之ヲ遠近ニ輸ルヲ得ルニ在」ることが明瞭に看取され、「電気ヲ駆使シテ工業ノ原動力ヲラシメ」¹⁾、地方工業の発達を企図して設立されるのである。後者の如き設立形態は明治40年以後、とりわけ大正期に入って増加する町村段階での小規模火力電灯会社の設立に多かれ少かれ見出すことができるのである。

おわりに明治中期の九州地方の電気業の状況を概観しておきたい。表12にみるごとく、明

表 12 明治中期九州地方電気業の概要

事業名	開業年月日	開 業 時			明 治 40 年				備 考
		資本金 (円)	株主 数 (人)	出力 (kW)	資本金 (円)	払込 資本金 (円)	株主 数 (人)	出力 (kW)	
熊本電灯会社	明24・7・1	75,000	45	40	100,000	50,000	7	320	{ 明35年長島芳二郎に譲渡 明37年株式会社熊本電灯 所に譲渡
長崎電灯会社	26・4・1	40,000	46	30	240,000	232,000	78	517	
博多電灯会社	30・11・1	50,000	112	120	350,000	200,000	100	360	
若松電灯会社	31・7・1	50,000	68	60	100,000	62,500	55	60	
鹿児島電気会社	31・8・1	100,000	—	100	200,000	200,000	62	250	
小倉電灯会社	33・9・23	60,000	70	60	100,000	75,250	64	135	
竹田水電会社	33・8・1	30,000	194	60	30,000	30,000	143	60	
日田水電会社	34・12・25	60,000	92	60	175,000	150,000	185	390	
大電門司支店	35・3・4	—	—	70	—	—	—	187	
京電中津支店	36・10・12	—	—	80	—	—	—	80	
(豊州電鉄会社)	{ 33・5・10 37・8・20	200,000	—	—	160,000	160,000	—	—	{ 明39年豊後電気鉄道に譲 渡
大電佐世保支店	39・8・23	—	—	120	—	—	—	360	

注) 明治40年の欄は『明治四十年電気事業要覧』による。但し株主数は『帝国統計年鑑』による。
開業時の欄は各社史、新聞等より作成、但し株主数は厳密な意味での開業時ではない。

明治中期九州地方の電気業

治24(1891)年熊本電灯会社の開業によって始まる九州地方の電気業は明治中期に中小都市にまで設立開業されるようになるが、なお10数社にすぎず、宮崎県、佐賀県ではまだ開業をみない。宮崎県の日向水力電気会社が開業するのは明治40年8月であり、佐賀県の広滝水力電気会社のそれは明治41年10月である。この時期に資本金5万円前後、出力60~80キロワットの設備で開業した電気業は明治40年には資本金10~30万円、出力100~500キロワットの規模に発展している。これらを増加率でみると極めて大きな発展を示したかのごとくみえるが、その供給区域は中心都市内よりせいぜい周辺数ヶ町村に拡大したにすぎないこと、明治40

年100キロワット以上の発電設備を有する自家用電気事業が九州地方だけで炭坑・鉱山を主として18事業あったこと等を考慮すると、小規模でその発展は遅々たるものであったといえるであろう。

しかし明治40(1907)年頃を契機に九州地方の電気業は大きな変貌を示し始める。そしてそれは日露戦後、明治30年代末に準備され始めていた。即ち、

1. 日田水電会社の1万1,000ボルト送電による福岡県久留米電灯会社への卸売開始(明治37年12月契約、明治40年7月12日開始)²⁾。

2. 電気化学工業の創設を意図した水力発電による曾木電気会社の開業(明治38年3月3日事業経営許可、明治40年10月17日開業)³⁾。

3. 1万1,000ボルト送電により福岡市への電気供給を企図した広滝水力電気会社の設立開業(明治39年9月設立許可、同年11月6日博多電灯会社と合併仮契約調印、後破棄、明治42年11月開業)⁴⁾。

4. 熊本電気会社(水力)の設立と株式会社熊本電灯所の事業譲受(明治42年6月1日設立、同年7月1日譲受)⁵⁾。

そして明治44(1911)年資本金800万円の九州水力電気会社が設立される。同社の設立趣旨

表13 明治40年九州地方主要自家用電気事業

電 気 力 (kW)	事業 数	備 考
100以上	3	相知炭坑・五木鉱山・大日本製糖
200 "	1	明治炭坑
300 "	6	杵島炭坑・豊国炭坑・貝島炭坑・ 三菱嶺峰鉱山・金田炭坑・東洋製材
400 "	1	山ヶ野鉱山
500 "	4	芳谷炭坑・古河目尾塩頭炭坑・日 平銅山・波佐見鉱山
1,000 "	2	三井田川炭坑・長崎造船
3,000 "	1	三井三池炭坑

注)『明治四十年電気事業要覧』より作成。

他に100kW以上官庁用電気事業として若松停車場・戸畑停車場・矢嶽隧道工事場があり、八幡製鉄所は記されていない。

表14 九州7県における事業別・原動力別使用認可発電力

(単位: kW)

	水 力					汽 力					瓦斯力
	電 気 供 事	電 気 給 業	電 気 給 業	電 気 給 業	電 気 給 業	電 気 給 業	電 気 給 業	電 気 給 業	電 気 給 業	電 気 給 業	
明 40	1,780.0	—	—	1,864.6	150.0	2,019.0	—	170.0	9,634.2	471.0	13.9
41	2,790.0	—	—	1,644.0	—	2,767.0	—	170.0	10,564.8	—	6.0
42	3,500.0	—	500.0	2,120.0	—	2,887.0	—	170.0	14,606.5	—	6.0
43	9,840.0	—	—	2,124.0	—	4,865.0	—	—	20,893.5	—	331.0

注) 第1回~第4回『電気事業要覧』より作成

は筑後川上流 8ヶ所、山国川 2ヶ所計 10ヶ所の水力発電所を建設し、5万 5,000 ボルト送電線によって筑豊炭田、北九州工業地帯に送電することであった⁶⁾。右にみるごとく、高圧送電技術の発達を背景として、明治 40 年代大規模水電会社が設立された。わが国の主要な石炭産地である九州地方においてすら、電気業においては(自家用電気事業を除けば)明治 41 (1908) 年水力発電は火力発電と拮抗し、翌 42 (1909) 年には火力発電を凌駕する(表 14)。水電会社は市場を都市に求めて県境を越えて都市火力電灯会社と結合し、その過程で例えば日田水電会社—久留米電灯会社と広滝水電会社の間で久留

米市の供給区域をめぐって争われたごとく、市場獲得競争が生じる。また都市電灯会社も動力用電気供給を開始する。明治 40 年代は九州地方の電気業確立の時期であるようであるが、この考察は別の機会に譲らなければならない。

註

- 1) 熊本水力電気会社設立趣意書(『九州電気五十年史』25頁)。
- 2) 浅野陽吉「郷土記」(『郷土研究「筑後」』第 6～10号)。
- 3) 『日本窒素肥料事業大観』, 吉岡喜一『野口遵』。
- 4) 『九電鉄二十六年史』14頁, 44頁。
- 5) 『熊本電気株式会社沿革史』29～31頁。
- 6) 九州水力電気株式会社趣意書企業目論見書。